

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、事業環境の変化に対応した迅速な意思決定を重視し、経営の効率性を高めるとともに、持続的な事業発展、持続的な企業価値の増大、株主及び顧客をはじめとするステークホルダー(利害関係者)からの信頼を得るため、経営の健全性確保並びにコンプライアンス(法令遵守)の徹底によりコーポレート・ガバナンス体制の構築を目指します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズエム・ビー・アイファンド三号	6,599,184	18.98
赤坂キャピタル合同会社	3,281,200	9.44
日本電気株式会社	3,133,108	9.01
AP Cayman Partners I, L.P.	3,122,045	8.98
渡邊 正則	2,106,000	6.06
株式会社CSK-1S	1,544,200	4.44
AP Cayman Partners I-B, L.P.	1,197,680	3.44
笹川 利幸	890,745	2.56
宮城 幸次郎	702,000	2.02
1stホールディングス従業員持株会	698,298	2.01

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
決算期	2月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	7名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
赤池 敦史	他の会社の出身者									
尾関 好良	他の会社の出身者									

1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
赤池 敦史		アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合パートナー ウイングアークテクノロジーズ株式会社取締役	アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合に所属しており、これまで投資業務を通じて培ってきた知識・経験等を生かしていただきたいため、社外取締役として選任しております。なお、アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合がサービスを提供するファンドが当社の株主となっております。また、ウイングアークテクノロジーズ株式会社は、当社の完全子会社であり、同一の企業集団に属しております。
尾関 好良		株式会社インテグリティ代表取締役	尾関好良氏は、米国公認会計士資格を有し、各社のCFO職を歴任されており、会計財務に関する相当程度の知見を有しておりますので、社外取締役として選任しております。また、当社の親会社、兄弟会社、主要な取引先、主要株主等の出身者に該当しておらず、独立役員としての独立性を充足しているものと思われまますので、独立役員として指定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の数 更新	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

内部監査室および監査役は、会計監査人と適宜に情報交換を行い、監査方針、監査方法、監査結果の妥当性を確認しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
宮岡 和夫	他の会社の出身者									
神山 晃男	他の会社の出身者									
三上 二郎	弁護士									

- 1 会社との関係についての選択項目
- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
宮岡 和夫		ウイングアークテクノロジーズ株式会社監査役 デジタル・ワークス株式会社監査役	株式会社トーマン(現豊田通商株式会社)において、昭和35年から昭和60年まで、経理部門に所属し会計に関する業務に従事しておりました。また、平成7年から平成10年まで同社役員として経理部門を管掌しておりました。その専門的知識・経験等を生かしていただくため、社外監査役として選任しております。 なお、ウイングアークテクノロジーズ株式会社およびデジタル・ワークス株式会社は当社の完全子会社であり、同一の企業集団に属しております。 また、当社の親会社、兄弟会社、主要な取引先、主要株主等の出身者に該当しておらず、独立役員としての独立性を充足しているものと思われるので、独立役員として指定しております。
神山 晃男		アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合	アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合に所属しており、これまで投資業務を通じて培ってきた知識・経験等を生かしていただくため、社外監査役として選任しております。 アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合がサービスを提供するファンドが当社の株主となっております。
三上 二郎		弁護士(長島・大野・常松法律事務所)	弁護士としての専門的知識・経験等を生かしていただくため、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	2名
------------------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

ストックオプションに関しましては、取締役の報酬と当社グループの業績および株式価値の連動性を明確にし、株主との価値共有を高めるため、株式報酬型ストックオプションを割り当てることとしております。当該ストックオプションにつきましては、株主総会の決議を行ったうえで、取締役会の決議により当社が発行する新株予約権を割り当てます。ストックオプションにつきましても、当社の制定する規程において、役員ごとの割当方法を定めており、常勤取締役の等級に応じて割り当てることとしております。なお、非常勤取締役および監査役には原則割り当ていたしません。当社の制定する規程において、役員ごとの賞与の計算方法を定めております。具体的には、業績との連動性を高めることを目的とし、売上・利益等の定量項目や、業務執行における定性項目から構成される評価に基づき、各取締役の賞与を決定するものとし、評価・金額の確定にあたっては、人事・報酬委員会に事前に諮問し、その勧告を最大限尊重することとしております。なお、非常勤取締役および監査役には、原則賞与を支給いたしません。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

平成18年7月開催の株主総会決議に基づき、当社の連結子会社の取締役1名にストックオプションを付与しております。また、平成21年9月開催の株主総会決議に基づき、当社取締役1名、当社従業員16名、当社連結子会社の取締役4名、当社連結子会社の従業員182名、当社非連結子会社の董事1名にストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成22年2月期における取締役に対する報酬等については、総額137,957千円支払っております。対象人数は4名であり、社外取締役は含まれておりません。なお、社外取締役に対しては報酬等を支払っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の制定する規程において、役員ごとの報酬の算定方法を定めております。常勤取締役の報酬につきましては、業務執行の職責をもとに定める等級別にあらかじめ定められた報酬を支給するものとし、非常勤取締役の報酬につきましては、取締役の社会的地位、会社への貢献度および就任の事情等を総合的に勘案して決定しております。報酬額の決定に際しては、社外取締役が過半数を占める人事・報酬委員会に事前に諮問し、その勧告を最大限尊重することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役を補佐する担当につきましては、特に専任しておりませんが、取締役会の事務局を中心に適宜必要な情報を伝達するように努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

a. 取締役会

取締役会は5名の取締役で構成され、うち2名が会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令で定められた事項、および経営に関する重要な事項を決定するとともに、当社グループ全般に係る経営課題を対処し、業務の執行状況を監督する機関と位置付けております。また、迅速な意思決定が必要となる事項が生じた場合には、随時取締役会を開催し、十分な議論のうえで経営の意思決定を行っております。

当社は持株会社ですが、取締役3名が連結子会社の取締役を兼任しております。また、各グループ会社の株主総会における議決権の行使につき、株主である当社の取締役会で決定しているほか、グループ会社管理規程の定めに従い、各グループ会社の経営上の重要事項につき、当社取締役会で決定を行っております。

平成23年5月27日開催の当社第41回定時株主総会においては、取締役を5名選任しております。取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行うことができるよう、従来から取締役を2名減員しております。

b. 監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、3名の監査役で構成され、全員が社外監査役であり、1名が常勤監査役であります。監査役会は、原則として1ヶ月に1回開催しております。

常勤監査役は、取締役会のほか、グループ会社で開催されているものを含め重要な会議に出席し、取締役の職務遂行について厳正な監視を行うとともに、積極的に意見を述べており、意思決定の過程や取締役の業務執行状況について確認ができる運営体制となっております。

c. 会計監査人

当社は、会計監査人として新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、決算内容について監査を受けております。

d. その他

当社は、業務執行機能と意思決定・監督機能の役割を分担し、意思決定権限および責任の明確化ならびに機動的な業務執行の実現を目的として、いわゆる執行役員制度を導入しております。

また、平成23年5月27日開催の当社取締役会において、執行役員会および人事・報酬委員会の設置を決議しております。執行役員会は、常勤取締役3名および執行役員5名で構成され、執行役員の業務執行に関する報告、経営に関する重要事項の審議を行うことを目的として毎月開催するものであります。当社は持株会社であるため、執行役員は関係会社の役員を兼務し、各関係会社の経営状況を業務執行の内容として報告します。人事・報酬委員会は、取締役会に対する諮問機関として、取締役および執行役員の任免や報酬に関する事項に係る答申を行うことを目的とし

て設置するものであり、独立性および透明性を確保し、経営に関する監督機能を強化するために、代表取締役および社外取締役2名から構成されております。

このほか、管理担当取締役の管轄する委員会として、当社の情報資産の管理を行う情報セキュリティー委員会、およびコンプライアンスを含むリスク管理を行うリスク管理委員会が設置されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、経営の透明性や健全性を確保するとともに、意思決定の迅速化を図るために上記の体制を採っております。監査役制度を採用しておりますが、業務執行機能と意思決定・監督機能の役割を分担するために、執行役員制度を設けるとともに、社外取締役を中心に構成する人事・報酬委員会を任意の機関として設置することにより、経営に対する監督機能を強化することを企図しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期末は2月末であり、5月末に株主総会を設定しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料などを随時掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR活動につきましては、経営企画部が担当しております。	
その他	当社は平成22年12月に新規上場したため、現在のところ定期的な開催実績はありませんが、アナリスト・機関投資家向けの会社説明会を本決算発表後に開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンスガイドラインを制定し、法律を遵守し、社会規範を守り、正しい企業理念・倫理に基づいた行動をとることにより、お客様を含めたステークホルダーのさらなる信頼を得ることを目指しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社の社会的責任及び企業理念を全うするため、基本的なコンプライアンス体制を明確化するとともに、コンプライアンスを企業風土に醸成することを目的とするコンプライアンスガイドラインを定める。
 - ・法令、適法違反、非倫理的行為等に付随するコンプライアンスリスクを含め、業務リスクに関するリスク管理を行う組織として、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、法令及び定款の遵守体制を強化する。
 - ・法令違反行為等を早期発見し、適切に対応するための体制として、コンプライアンス相談ラインを設置する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る重要文書(電磁的記録を含む。)は、関連資料とともに、法令及び文書管理規程に従い保存する。
 - ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理体制を強化するために、ISO27001の要求事項に基づく情報セキュリティマネジメントシステムの運用とその改善に努める。
 - ・情報資産の管理体制の実効性を高めるために、情報セキュリティ委員会を設置する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社の事業の目的達成を確実なものとするため、平常時におけるリスク管理体制及び、事故が発生したはその蓋然性が高まった場合における緊急事態対応体制を整備するために、リスク管理規程を制定する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会規程を制定し、当該規程において取締役会の運営に関する事項を定めることとする。
 - ・各取締役の所管業務を効率的に統括管理するために、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程を制定し、各規程において業務遂行の責任体制を明確にするとともに業務の組織的な運営体制を構築することとする。
5. 1stホールディングスグループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・関係会社管理規程において、1stホールディングス各社における業務の管理手続きを制定することとする。
 - ・当社の内部監査室は、1stホールディングスにおける業務の適正を確保するために、子会社及び関連会社の内部監査を実施することとする。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人及び取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役が、その職務を補助する使用人の配置を求めた場合は、監査役と取締役が協議のうえ、専任者もしくは兼務者を置くこととし、人選についても、同様に協議するものとする。
 - ・監査役の職務を補助する使用人につき、監査役より監査業務に必要な指示・命令を受けた場合、その指示・命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。
 - ・監査役の職務を補助する使用人の人事に関する事項については、監査役と事前に協議するものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において、その担当業務の執行状況の報告を行うこととする。
 - ・取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監査役に報告を行うこととする。
 - ・監査役は、必要に応じて取締役および使用人に対し、業務執行状況に係る報告を求めることができる。
 - ・監査役は、重要な議事録、稟議書類等を常時閲覧できるものとする。
8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・代表取締役、会計監査人、内部監査室等は、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社といたしましては、反社会的勢力を排除することを明確にするために、反社会的勢力排除対応マニュアルを制定しております。役員登用時、従業員採用時においては、特定のキーワードと合わせて検索し問題が無いことを確認しております。また、新規取引先との取引開始時においても、当該会社の会社概要や信用調査資料の情報収集を行うとともに、当該資料に記載されている内容についても特定の反社会的勢力との関与の可能性のあるキーワードと合わせて検索し問題が無いことを確認することにより、反社会的勢力の関与を未然に防止するように努めております。また、既存取引先につきましても1年に1度反社会的勢力との関与が無いことを確認しております。万が一問題が発生した場合においても、当該マニュアルに従い、所轄の警察署等の専門家と連絡を取りながら、組織的に適切な対処をする方針であります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

